

平成29年度いばらき・とちぎ修学・研修旅行支援事業助成金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城空港就航先から茨城県及び栃木県への修学・研修旅行を誘致するため、旅行会社が企画・実施に要する経費の一部を助成することにより、両県への新たな旅行需要の創出を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「学校」とは、学校教育法（平成22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条に規定する公共職業能力開発施設若しくは農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第7条第1項第5号に規定する農業者研修教育施設又はこれらに準ずるものとして各県知事が認めるものをいう。

(助成金の対象)

第3条 この要項による助成の対象は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づく登録を受けている旅行会社等とする。

(助成金の交付要件)

第4条 助成金の交付要件は、次のとおりとする。

- (1) 茨城空港就航先を起点とし、学校関係者（児童・生徒、教員等）を参加者とした、学校教育活動の一環として行われる修学旅行、研修旅行、クラブ活動、オープンキャンパス、教員等の教育活動を目的とした旅行であること。
- (2) 参加する学校関係者が10人以上の旅行であること。ただし、いばらき・とちぎ広域観光推進協議会会長（以下、「会長」という。）が指定する旅行についてはこの限りではない。
- (3) 平成30年3月31日までに実施すること。
- (4) 茨城空港発着の航空便を利用（片道の利用を含む。）すること。
- (5) 茨城県内又は栃木県内に1泊以上するとともに、両県それぞれ1箇所以上を周遊すること。ただし、会長が指定する旅行についてはこの限りではない。
- (6) 国、県その他の団体から同種の助成等を受けていないこと。

(助成額及び助成限度額)

第5条 助成金の額は、参加する学校関係者1名につき5千円、1団体につき10万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付して、催行日の14日前までに、会長に提出するものとする。

(交付決定)

第7条 会長は、前条の規定により交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付決定を行い、助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(内容変更等)

第8条 前条の助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）が、旅行内容を変更又は中止する場合は、あらかじめ変更（中止）申請書（様式3号）を提出し、会長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(実績報告及び助成金の請求)

第9条 助成事業者は、旅行終了日から起算して14日以内又は平成30年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第4号）及び助成金請求書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

(助成金の支払い)

第10条 会長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき助成の額を確定し、助成事業者に通知するとともに、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第11条 助成事業者が不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合、助成事業者は、当該取消しに係る助成金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

(事業の終了)

第12条 助成金の交付総額が本年度の予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

(関係書類の保管等)

第13条 助成事業者は、当該助成の対象となった事業に関する経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該事業の終了した日の属する年度の翌年から5年間これを保管しなければならない。

付 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。